

頓田川水系 河川整備計画

令和8年7月

愛 媛 県

頓田川水系河川整備計画

1. 頓田川水系流域の概要	1
2. 頓田川水系の現状と課題	4
2.1 治水の現状と課題	4
2.1.1 主な洪水被害	4
2.1.2 治水事業の沿革	5
2.1.3 河川の維持管理	5
2.2 河川利用の現状と課題	6
2.2.1 河川水の利用状況と課題	6
2.2.2 河川流況の状況と課題	6
2.2.3 河川水質の状況と課題	7
2.3 河川環境の現状と課題	8
2.3.1 動植物の生息・生育の状況と課題	8
2.3.2 河川空間の利用状況と課題	10
3. 河川整備計画の目標に関する事項	11
3.1 河川整備計画の計画対象区間	11
3.2 河川整備計画の計画対象期間等	12
3.3 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	12
3.4 河川の適正な利用に関する目標	12
3.5 河川環境の整備と保全に関する目標	13
3.5.1 動植物の生息・生育・繁殖環境	13
3.5.2 水質	13
3.5.3 河川空間の利用	13
4. 河川整備の実施に関する事項	14
4.1 河川工事の目的、種類及び施行場所並びに当該河川工事の施行により設置される 河川管理施設の機能の概要	14
4.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	14
4.1.2 河川工事の種類及び施行場所	15
4.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項	19
4.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所に関する事項	19
4.2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	19
4.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	20
4.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項	20
4.3 河川の整備を総合的に行うために必要なその他の事項	21
4.3.1 水防に関する事項	21
4.3.2 流域における河川管理の取組への支援に関する事項	21
4.3.3 災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能維持に関する事項	21
4.3.4 環境への配慮事項の具体的な対策に関する事項	21

1. 頓田川流域の概要

頓田川は、高縄半島の北東部に位置し、東部に燧灘・西部には高縄山地があり、北方を流れる蒼社川とともに今治平野を形成する主要な河川で、五葉が森の東方付近を源流とし、幹川流路延長が約 9.7km・流域面積が約 39.9km² の二級河川である。途中に 6 本の支川と洪水調節施設（分水路）が流入している。

頓田川水系の流域は、今治市の南部地域及び朝倉地域に含まれる。今治市は、戦後、港を中心とした商業都市として、また、タオル、縫製、造船などが基幹産業としてめざましい発展をとげた。平成 11 年には瀬戸内しまなみ海道（西瀬戸自動車道）が開通し、中四国の交流、流通の拠点となった。平成 17 年 1 月に 12 市町村の合併により、人口約 18 万人となり、松山市に次ぐ県下第 2 の都市になったが、昭和 50 年代から人口減少が続いており、令和 2 年時点で 151,672 人である。頓田川流域内には、しまなみ海道に接続する今治道路の建設が進められており、今後も市街化が予想され本水系における河川整備の意義は極めて大きい。

流域の地形は、上流から、大起伏山地、中起伏山地、小起伏山地へと続く。上流部の河川沿いには砂礫台地（下位）があり、それより下流では扇状地性低地が高大寺川合流点まで広がる。高大寺川合流点より下流から、自然堤防が河川沿いに広がり河口部の砂州・砂丘につながる。下流部は左岸側の蒼社川との間には三角州性低地が広がる。

流域の地質は、朝倉ダム上流域で花崗閃緑岩が主体で、苦鉄質深成岩類が河川沿いに見られ、朝倉ダム付近は花崗岩が広がる。頓田川上流端付近や山越川上流付近には花崗閃緑岩がみられ、その下流には再び花崗岩が広がる。

河川沿いは、堆積岩類が広がり、多伎川、山口川、高大寺川には中位段丘堆積物がみられる。

頓田川流域の土地利用状況は、平地部が約 3 割を占めており、昭和 50 年代頃には農地が広範囲に分布していたが、近年は宅地など建物用地の割合が多くなっている。

流域内の交通は、幹線道路として、国道 196 号が中流付近を通っている。また、頓田川下流付近を（主）今治波方港線、（一）桜井山路線が通っており、上流付近は、（一）今治丹原線、（一）朝倉伊予桜井停車場線及び（一）東予玉川線が通っている。さらに、鉄道網として J R 予讃線が通っており、今治市における交通の要所となっている。

流域内には、国指定文化財の伊予国分寺塔跡（史跡）や、県指定文化財の満願寺石塔（石造美術）等がある。

流域の気候は、四季を通じて温暖少雨で、気候温和な瀬戸内海式気候に属している。気象庁で常時観測している流域近傍の今治観測所における過去 30 年間の年平均気温は 16.1℃と温暖である。過去 30 年間の平均年降水量は約 1,320mm であり、全国平均の 1,670mm 程度と比べると少ない。年降水量で最も多かった年は、平成 16 年の 1,803mm であり、最も少なかった年は平成 17 年の 884mm である。

下流域



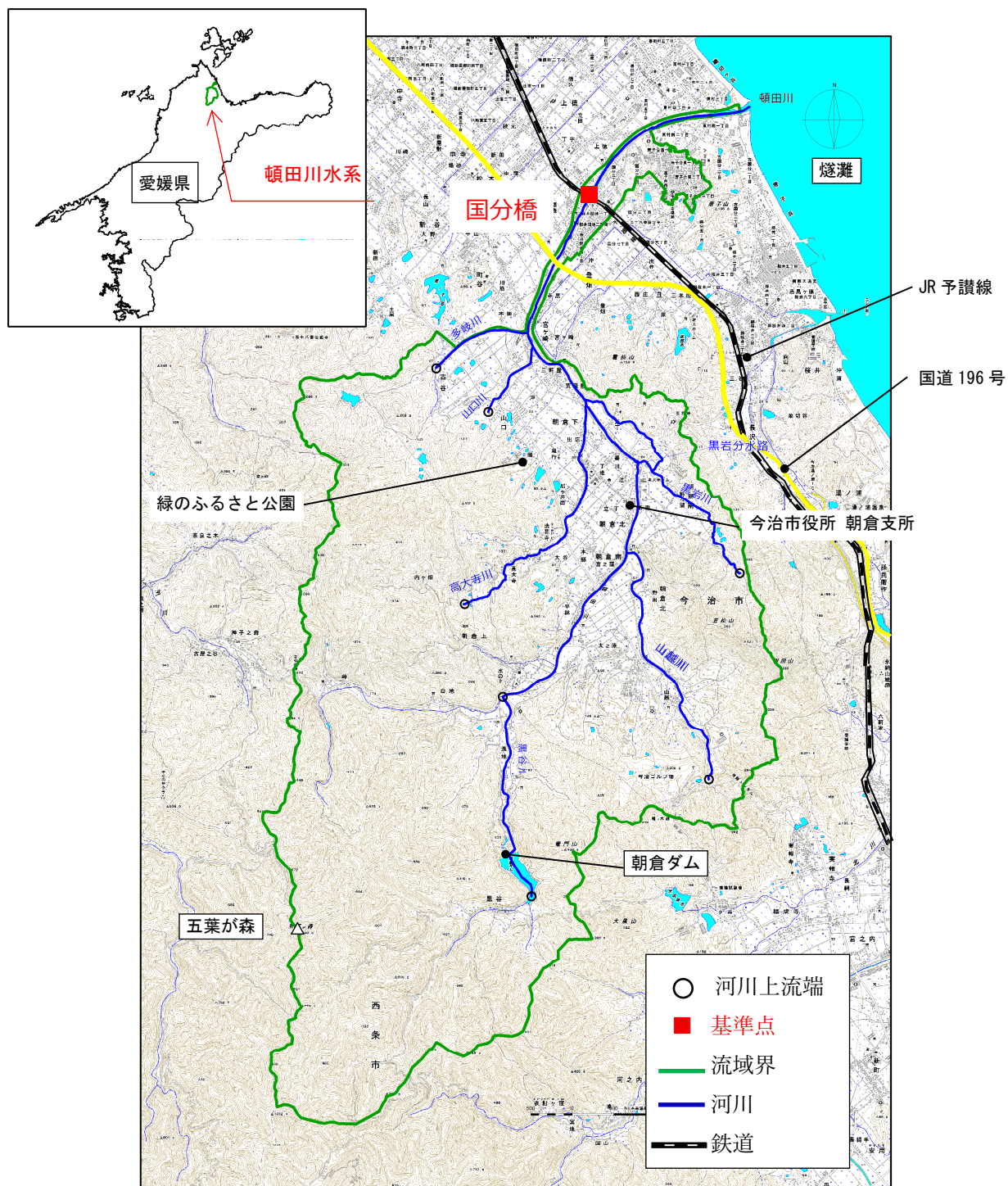
中流域



上流域



写真 1. 頼田川 現況写真



国土地理院の電子地形図（タイル）に流域界等を追記

図 1. 頓田川水系流域図

2. 頓田川水系の現状と課題

2.1 治水の現状と課題

2.1.1 主な洪水被害

頓田川水系での水害は、古くは、明治6年に決壊の記録がある。また、昭和の年代では昭和47年集中豪雨、昭和51年台風17号などで水害が発生している。

近年では平成29年、令和2年に護岸中心に災害復旧が数多く行われている。

表 1. 既往の被害記録

和暦	西暦	月日	災害名	災害・気象状況等の概要
明治6年	(1873年)	8月29日	暴風雨	頓田川切れ流失40戸死者2人(国府)
明治26年	(1893年)	10月14日	大暴風雨	各河川切れ未曾有の出水、全長被害、家屋全壊127戸、半潰破壊316戸、死者5名
昭和47年	(1972年)	9月7日～9月9日	集中豪雨	9月7日から降りはじめ、8～9日においては173mmの豪雨を記録し、今治市、玉川町、朝倉村で合計約59億円の被害を出した。河川は氾濫し土砂崩れが長沢、乃万で発生、予讃線も二箇所不通となった。玉川町では鉄砲水で4人が死亡、市内でも重軽傷6名、市内の住宅の全半壊15戸、破損71戸。床上浸水972戸、床下浸水5454戸、被害は商工関係を中心に約21億円で災害救助法が発動された。
昭和51年	(1976年)	9月8日～9月12日	台風17号	9月3日カロリン群島で発生して西北西に進み、鹿児島島の南西200kmに達したが、ここで12日まで停滞した。このため今治市付近では8日頃から降りだした雨が12日までに鈍川で1001mm、玉川で1762mm、片山564mmにも達した。その後台風は急速に北上し、九州西部に上陸して長崎から福岡を経て、日本海に抜けた。玉川町では谷山川、与和木川が氾濫して死者4名、42億の被害を出した。今治市でも死者4名、負傷者2名、倉社橋や頓田川の宮ヶ崎橋が落下して31億円の被害をうけた。
平成29年	(2017年)	9月17日	台風18号	台風18号により今治市付近では17日の1日で今治では降水量160mm、玉川では降水量243.5mmに達した。台風18号による異常出水により今治市高市、今治市宮ヶ崎において護岸が被災を受けた。高市(左岸)では復旧延長L=約97m、宮ヶ崎(左岸)では復旧延長L=約49mの災害復旧工事を実施した。
平成29年	(2017年)	10月21日～22日	台風21号	台風21号により今治市付近では21日から降りだした雨が22日までに今治で175mm、玉川で194mmに達した。台風21号による異常出水により今治市町谷、今治市東村南において護岸が被災を受けた。町谷(左岸)では復旧延長L=約16m、東村南(右岸)では復旧延長L=約13mの災害復旧工事を実施した。
令和2年	(2020年)	7月6日～7日	梅雨前線豪雨	梅雨前線により今治市付近では6日から降りだした雨が7日までに今治では114mm、玉川では124.5mmに達した。梅雨前線豪雨による異常出水により今治市国分、今治市東村南において護岸が被災を受けた。国分(右岸)では復旧延長L=約40m、東村南(両岸)では復旧延長L=約26mの災害復旧工事を実施した。

出典) 今治市地域防災計画及び愛媛県の災害野帳から編集抜粋



写真 2. 平成 29 年災害の被災写真(3.4K 付近)

2.1.2 治水事業の沿革

頓田川水系の河道は全川にわたって護岸が整備されているが、全体計画等に定められた大臣認可区間はなく、既往の治水事業計画に関する資料がないことから、一連区間を通した河道計画は策定されず、災害復旧・局部改良などにより部分的に改修が進められてきた河川であると考えられる。

区間全体を通して河道形状は基本的に単断面であるが、部分的に高水敷が公園的に整備されている。また、下流部の築堤区間では桜の並木が著名であり、利用に配慮した階段工など環境整備も行われている。



写真3. 河川の整備状況（高水敷整備）



写真4. 河川の整備状況（階段護岸）

出典）今治地方観光協会HP

2.1.3 河川の維持管理

愛媛県では、公共の安全を保持するため、護岸、床止め等の河川管理施設の維持管理や河道の適正な確保に向けた維持管理を努めている。

堤防、護岸、堰、樋門等の河川管理施設については、定期的に巡視点検を行う必要がある。また、河道においては、現況の把握に努め、必要な流下断面を確保するために適切な維持管理が必要である。

2.2 河川利用の現状と課題

2.2.1 河川水の利用状況と課題

頓田川流域における水利用について、慣行水利権は、3件の届出がある。また、許可水利権は黒谷川で2件の届出がある。

表 2. 頓田川水系における水利権一覧表

許可水利権								
河川名	目的	件名・施設名	占有者等	最大取水量 (m^3/s)	かんがい面積	更新年月日	許可期限	当初許可年月日
黒谷川	かんがい	頓田川沿岸地区 かんがい用水	愛媛県	0.777	933.7	R3.3.17	R13.3.31	S51.9.25
黒谷川	発電用水	朝倉ダム発電所	今治市	0.275	—	R3.3.26	R13.3.31	R1.5.31

慣行水利権					
施設名	目的	取水場所	位置	取水期間	受益面積
長井堰	農業	朝倉大字下朝	左岸	6月～10月	330ha
釜の口堰		宮ヶ崎山の下	右岸		20ha
一番堰		東村宮ノ下	左岸	4月20日～10月10日	25ha



写真 5. 取水堰（釜の口堰）

2.2.2 河川流況の状況と課題

流量については観測が行われていないため、流況資料が乏しい状況であり、今後、データの蓄積に努める必要がある。

2.2.3 河川水質の状況と課題

頓田川水系では、水質汚濁に係る環境基準の類型指定がなされていないが、今治市により、水質測定が行われている。近年の水質調査結果によると、大腸菌数、大腸菌群数(旧基準)を除き、概ね AA 類型相当の水質となっており、今後も関係機関と連携を図りながら水質の維持・向上に努める。

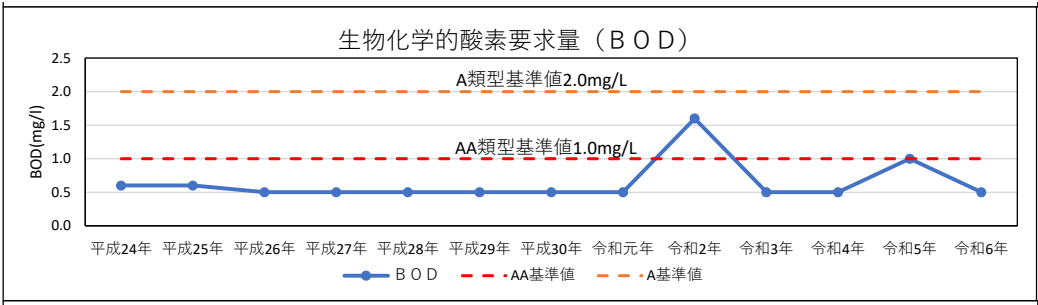


図 2. 頓田川水質測定結果



図 3. 水質測定地点

表 3. 頓田川水質測定結果一覧

調査年	pH	pH 類型相当値	BOD (mg/l)	BOD 類型相当値	SS (mg/l)	SS 類型相当値	大腸菌数 (CFU/100ml)	大腸菌数 類型相当値	大腸菌群数 (MPN/100ml)	大腸菌群数 類型相当値
H24 (2012)	7.6	AA	0.6	AA	1.6	AA	—	—	320	A
H25 (2013)	7.5	AA	0.6	AA	9.0	AA	—	—	4,900	B
H26 (2014)	8.8	基準値超過	0.5未満※	AA	1.0	AA	—	—	33,000	B
H27 (2015)	7.8	AA	0.5未満※	AA	1.0	AA	—	—	7,900	B
H28 (2016)	7.8	AA	0.5未満※	AA	1.0	AA	—	—	7,900	B
H29 (2017)	7.7	AA	0.5未満※	AA	18.0	AA	—	—	33,000	B
H30 (2018)	7.7	AA	0.5未満※	AA	4.0	AA	—	—	7,900	B
R01 (2019)	7.9	AA	0.5未満※	AA	1.0	AA	—	—	33,000	B
R02 (2020)	7.7	AA	1.6	A	2.0	AA	—	—	22,000	B
R03 (2021)	7.9	AA	0.5	AA	4.0	AA	—	—	33,000	B
R04 (2022)	8.6	基準値超過	0.5未満※	AA	1.0	AA	29	A	—	—
R05 (2023)	7.9	AA	1.0	AA	1.0	AA	39	A	—	—
R06 (2024)	7.7	AA	0.5	AA	1.0	AA	100	A	—	—

※グラフ作成上、0.5 未満は 0.5 とした。

2.3 河川環境の現状と課題

2.3.1 動植物の生息・生育の状況と課題

植物について、下流の感潮域では、ヨシが生育するほか、ハマサジ(環境省レッドリスト準絶滅危惧種)ほか海岸生の種が生育する。中流では、水際の湿性立地には、ツルヨシ、ヒレタゴボウ、ヤナギタデ等が優占する。寄州のやや湿性～乾性な砂泥質の立地には、イヌビエ、オオイヌタデ等が生育し、乾性な立地には、メヒシバ、ヨモギ、等が生育している。護岸には、クズが優占する。上流域の河岸の斜面や河川に隣接する林の林床には、オオバノイノモトソウ等のシダ植物やシキミ、ヤブニッケイ、ヤブコウジ等の森林生の種が生育する。

魚類について、下流の感潮域では、ボラ、トウゴロウイワシ、クロダイ、シマイサキ等の汽水・海水魚が多く生息する。中流では、平瀬や湛水部が広く見られ、オイカワやカワムツが多く生息する。早瀬状の流れでは、カワヨシノボリのほか、回遊性のオオヨシノボリが多く確認された。上流では、カワムツ、タカハヤといった遊泳魚のほか、水田と河川等を利用するドジョウ、水際植生などに潜むドンコ、早瀬状の流れを好むカワヨシノボリやオオヨシノボリが確認された。

底生動物について、下流の感潮域では、砂泥質から泥質の干潟でウミナなどの貝類、ハクセンシオマネキなどのカニ類が生息する。中流では、水際植生帯でエビ類、トンボ類、また、早瀬状の水底ではカゲロウ類やトビケラ類が多数確認される。上流では、カワニナやサワガニ、トンボ類等、河川の上流域～渓流域を好む底生動物の生息が確認された。

鳥類について、流域全体としてカモ類、サギ類が多く見られる。

統括すると、頓田川流域における重要種については、植物のハマサジ、魚類のニホンウナギ、その他の生物のニホンスッポン等の計 22 種が確認されている。

今後も引き続き動植物の生息・生育状況を把握し、河川整備や維持管理にあたっては、河川環境に与える影響を少しでも回避・低減できるよう良好な河川環境の保全に努める必要がある。

表 4. 重要種一覧表（頓田川水系）

綱名	目名	科名	種名	重要種の選定基準		
				環境省 RL	環境省 海洋RL	愛媛県 RL
植物綱	ナデシコ目	イソマツ科	ハマサジ	NT		
魚綱	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ	EN		VU
	コイ目	コイ科	オイカワ			DD
		ドジョウ科	ドジョウ	NT		VU
	ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ	VU		VU
	スズキ目	ハゼ科	ヒモハゼ	NT		NT
			トビハゼ	NT		VU
			オオヨシノボリ			DD
腹足綱	新生腹足目	ウミナナ科	ウミナナ	NT		
		キバウミナナ科	フトヘナタリガイ	NT		
二枚貝綱	マルスダレガイ目	チドリマスオ科	クチバガイ	NT		
軟甲綱	エビ目	テッポウエビ科	クボミテッポウエビ		NT	
		ペンケイガニ科	クロペンケイガニ			NT
			アカテガニ			NT
		モクズガニ科	トリウミアカイソモドキ		NT	
		スナガニ科	ハクセンシオマネキ	VU		
			スナガニ			NT
昆虫綱	トンボ目	カワトンボ科	ニホンカワトンボ			VU
		サナエトンボ科	キイロサナエ	NT		VU
	カメムシ目	コオイムシ科	コオイムシ	NT		
	コウチュウ目	ガムシ科	コガムシ	DD		NT
爬虫綱	カメ目	スッポン科	ニホンスッポン	DD		DD

注) カテゴリーは以下のとおりである。

・環境省レッドリスト2020（※植物は環境省レッドリスト2025を参照した）

絶滅危惧ⅠA類（CR）：ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

絶滅危惧ⅠB類（EN）：ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

絶滅危惧Ⅱ類（VU）：絶滅の危険が増大している種

準絶滅危惧（NT）：現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種

情報不足（DD）：評価するだけの情報が不足している種

絶滅のおそれのある地域個体群（LP）：地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

・愛媛県レッドリスト2025

絶滅危惧ⅠA類（CR）：ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

絶滅危惧ⅠB類（EN）：ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

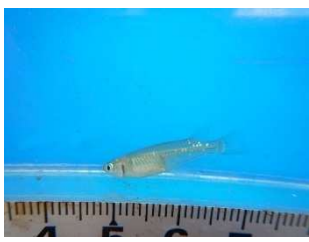
絶滅危惧Ⅱ類（VU）：絶滅の危険が増大している種

準絶滅危惧（NT）：現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種

情報不足（DD）：評価するだけの情報が不足している種

要注意種（AN）：現時点で種として絶滅のおそれがあるものではないため上記のカテゴリーには該当しないが、県内の生物多様性の保全の観点から今後の個体数や生息状況の変化に特に注意する必要があると考えられる種

表 5. 重要種写真（頓田川水系、抜粋）

生体写真			
			
ハマサジ	ニホンウナギ	ミナミメダカ	ウミナナ
			
クチバガイ	ハクセンシオマネキ	キイロサナエ	ニホンスッポン

2.3.2 河川空間の利用状況と課題

頓田川では、下流域において、堤防の桜並木と一体となった、親水階段が整備されるほか、中流域において、親水空間として利用できる高水敷が整備されている。

また、「愛リバー・サポーター制度」を活用し、現在2団体が愛護サポーターに登録されており、地域住民による美しい河川環境の創出に向けた河川敷美化清掃活動等が行われている。

河川空間の利用状況について、治水上必要な流下断面を確保するとともに、今後も引き続き、地域住民の生活の場の一部として、潤いを享受できる親しみやすい河川空間として保全していく必要がある。

表 6. 頓田川水系 愛リバー・サポーター団体（令和7年度9月時点）

河川名	団体名	構成員 (人)	認定区間 (m)	認定年月	団体区分
(二) 頓田川	落合グループ	13	200	H22.7.7	河川愛護団体等
(二) 頓田川	山の子会 (上朝小・中学校卒業生)	22	200	H24.4.18	河川愛護団体等



写真 6. 下流域の桜並木（唐子大橋）



写真 7. 高水敷の利用空間（千歳橋～八幡橋）

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.1 河川整備計画の計画対象区間

河川整備計画の対象は、頓田川水系の愛媛県管理区間の全域とする。

表 7. 頓田川水系の法河川及び流域の概要

水系名	河川名	区 間			河川延長 (km)	流域面積 (km ²)
		上 流 端		下 流 端		
		左 岸	右 岸			
頓田川	とんだがわ 頓田川	今治市朝倉上甲 759 番 1 地先	今治市朝倉上甲 3193 番 2 地先	海に至る	9.7	39.93
	たきがわ 多伎川	今治市古谷甲 901 番地先	今治市古谷甲 366 番 2 地先	頓田川 合流点	1.2	
	やまぐちがわ 山口川	今治市古谷甲 580 番地先	今治市山口乙 69 番 2 地先	頓田川 合流点	1.1	
	くろいわがわ 黒岩川	今治市朝倉南丙 130 番 22 地先	今治市朝倉南丙 34 番地先	頓田川 合流点	2.9	
	こうだいじがわ 高大寺川	今治市朝倉上甲 1361 番 1 地先	今治市朝倉上甲 1351 番 2 地先	頓田川 合流点	3.3	
	くろいわぶんすいろ 黒岩分水路	黒岩川からの分派点		頓田川 合流点	0.3	
	やまごえがわ 山越川	今治市朝倉上甲 2949 番 2 地先	今治市朝倉上甲 2949 番 6 地先	頓田川 合流点	3.5	
	くろたにがわ 黒谷川	西条市黒谷乙 128 番 1 地先	西条市黒谷乙 123 番 1 地先	頓田川 合流点	6.4	
	合 計					28.4

3.2 河川整備計画の計画対象期間等

本整備計画は、頓田川水系河川整備基本方針に基づき、頓田川の総合的な管理が確保できるよう、河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるものである。

その対象期間は、今後概ね 30 年間とする。

本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、新たな課題や目標流量を超える洪水の発生、河川整備の進捗、河川状況の変化、環境の変化等に合わせ、必要な見直しを行うものとする。

3.3 洪水、津波、高潮等による災害の防止又は軽減に関する目標

頓田川における治水対策の目標は、流域の重要度、浸水被害発生状況を考慮した結果、頓田川については年超過確率 1/10 規模の洪水を安全に流下させることを目標とするとともに、堤防区間においては浸透等による、堤防決壊等の重大災害発生の未然防止を図る。

内水対策については、今治市の雨水対策等と連携し、内水氾濫の被害の軽減を図る。また、河口部においては、海岸管理者と連携しながら、台風襲来時等の高潮・波浪及び、今後発生が予想される地震・津波に対して、人命や財産を守るため、被害の軽減を図る。

また、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化や、今後さらに、気候変動による洪水外力が増大することを踏まえ、計画規模を上回る洪水及び整備途中段階で施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合に対しても、被害をできるだけ軽減できるよう治水対策の抜本的な強化として、令和 5 年 2 月に「市民が真ん中のまち今治、ひとりひとりが輝く今治を守る防災・減災対策」を取組方針とした「頓田川水系流域治水プロジェクト」を策定しており、河川整備に加え、浸水リスクが高いエリアにおける土地利用規制・住まい方の工夫や、水害リスク情報の提供及び迅速かつ的確な避難と被害最小化を図る取組等を組み合わせた、あらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を推進していく。

3.4 河川の適正な利用に関する目標

頓田川水系には、2 件の許可水利権、3 件の慣行水利権が存在している。しかし、水系全体における取水量等の実態が不明であることから、今後、水利関係者との連携・調整を図り、河川流況や取水実態等のデータ蓄積及び水利形態の把握に努めることを目標とする。

また、流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関しては、引き続きデータの蓄積に努め、頓田川にふさわしい流量を設定・確保できるよう、地域住民や関係機関と連携し、流水の正常な機能の維持に努めることを目標とする。

3.5 河川環境の整備と保全に関する目標

3.5.1 動植物の生息・生育・繁殖環境

動植物の生息・生育・繁殖環境については、今後も引き続き、頓田川水系の動植物の生息状況を把握し、頓田川水系の有する生態系を保全することを目標とする。

そのため、河川の改修工事や維持管理、河川横断構造物の改築等にあたっては、河川環境に与える影響を考慮し、できるだけ現況の瀬や淵を保全するとともに、魚類等の移動の連続性を確保できるように努める。

また、環境が劣化している場合もしくは劣化した場合は生態系修復の取り組みを行い、河川全体として環境状態が良好になるよう努める。

3.5.2 水質

水質については、「生活環境の保全に関する環境基準」に係る類型指定はなされていない状況にあるが、公共下水道等と連携し、水質の維持・向上に努めることを目標とする。

3.5.3 河川空間の利用

河川空間の利用については、人と川のふれあいの場となるよう現在の親水空間の保全を行うとともに、地域住民が親しみやすい河川空間づくりに努めることを目標とする。

4. 河川整備の実施に関する事項

4.1 河川工事の目的、種類及び施行場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

4.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

頓田川本川において、年超過確率 1/10 規模の洪水を安全に流下させる計画とし、その流量は頓田川の治水基準点である国分橋地点において $350\text{m}^3/\text{s}$ とする。

河道については、洪水の流下や浸水被害の軽減を図るため、河道掘削・河道拡幅、護岸整備、橋梁の架替え等の整備を実施する。また、本川河口部において、大規模地震・津波および、高潮からの被害の防止又は軽減を図るため、必要に応じて堤防の嵩上げや河川管理施設の耐震補強等の対策を実施する。

河川工事にあたっては、地域住民や関係機関と協議し、実施するとともに、自然環境の保全・復元に努め、河岸では植生が回復するよう水際における多様性の確保や、人と川のふれあいの場となるよう親水性に配慮した整備を行う。

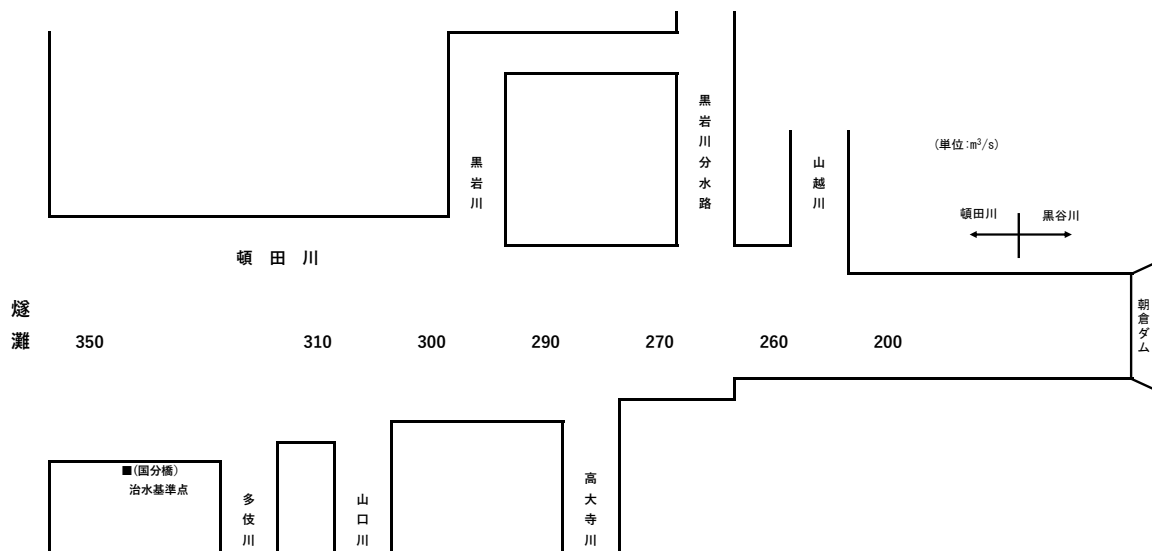


図 4. 頓田川水系計画高水流量配分図

4.1.2 河川工事の種類及び施行場所

頓田川については、年超過確率 1/10 以下の流下能力である区間が存在しており、その要因は主に河積不足によるものである。

このため、計画規模である洪水を安全に流下させることを目標に、整備計画目標流量 (350m³/s) が流下した場合の水位が計画高水位を超過する区間を対象とし、河道掘削・河道拡幅、護岸整備、橋梁の架替え等を実施する。

なお、災害復旧工事、局所的な改良工事及び維持工事は、上記にとらわれずに必要に応じて実施する。

表 8. 河川工事の種類

河川名	区間	河道整備メニュー
頓田川	1.1k～8.4k	河道掘削、護岸整備、河道拡幅 橋梁架替 等



図 5. 河川工事の施行箇所位置図

※実際の河川工事範囲は、今後の詳細検討を踏まえて決定する。

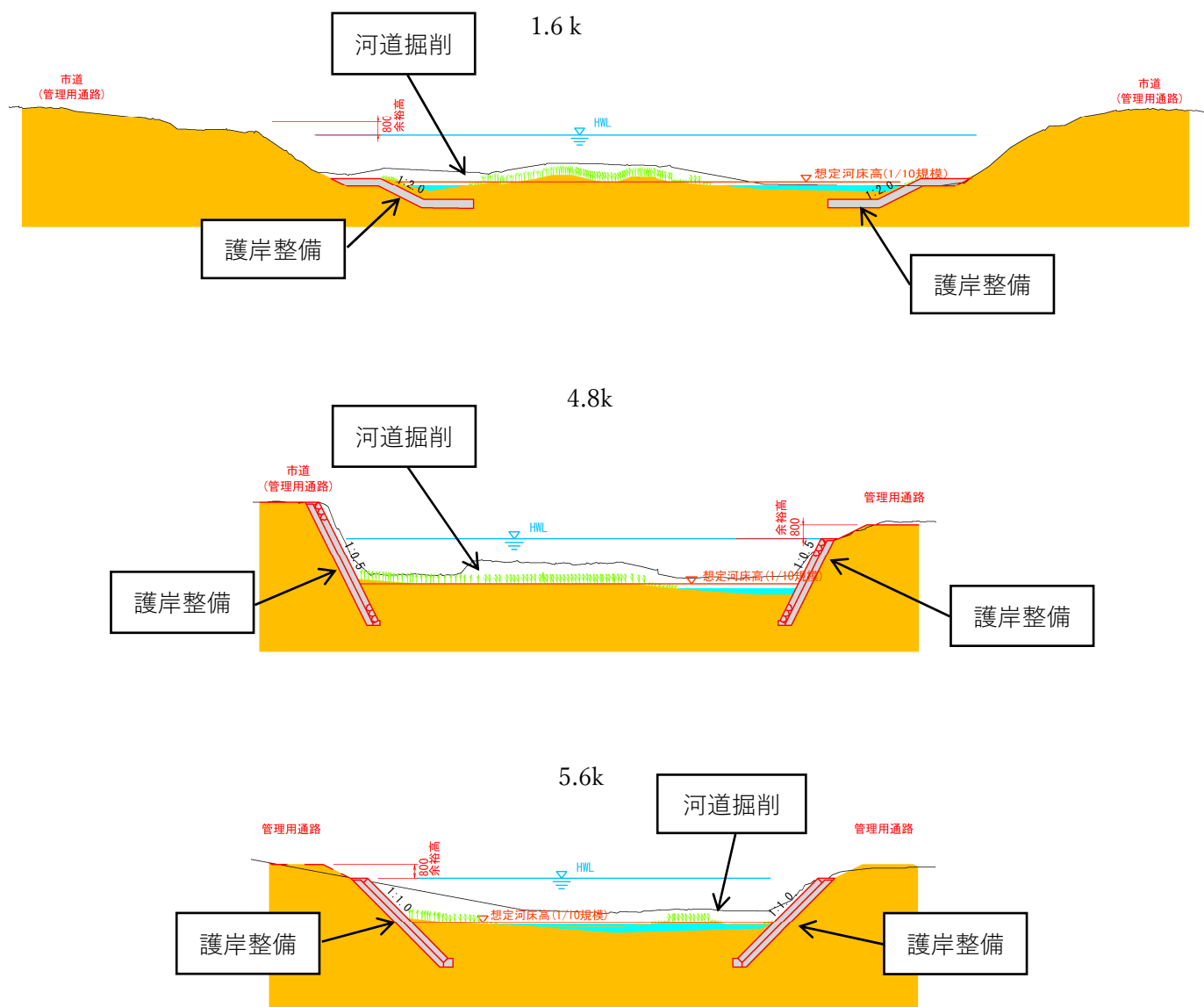


図 6. 頓田川改修横断図（整備区間）

※改修におけるイメージ断面であり、実施にあたっては、今後の詳細調査・検討を踏まえ決定する。

4.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項

河川工事の実施に際し、現在の生物の生息、生育状況の把握に努め、瀬や淵の復元や魚類等の移動の連続性を確保するように努める。河岸では、水際における多様性の確保や生息する動植物の生息環境を保全するとともに、生活の場としてより良い河川環境となるよう整備を行うものとする。

特に、重要な動植物の生息が確保された場合には、重要な動植物の生息・生育環境に対してできるだけ影響の回避・低減に努め、河川環境の維持を図るとともに、環境が劣化している場合もしくは劣化した場合は生態系修復の取り組みを行い、河川全体として環境状態が良好になるよう努める。

重要種である「ニホンウナギ（愛媛県 RL カテゴリ：絶滅危惧Ⅱ類）」、「ドジョウ（愛媛県 RL カテゴリ：絶滅危惧Ⅱ類）」、「ミナミメダカ（愛媛県 RL カテゴリ：絶滅危惧Ⅱ類）」等への影響に配慮し、河川環境の保全を図る。

また、水環境の保全に努めるため、周辺地域や関係自治体等と調整し、水質の汚染・汚濁防止に配慮し、河川環境を保全できるよう整備を推進する。

なお、外来種については、関係機関と連携して生息・生育状況の把握に努めるとともに、河川整備箇所で特定外来生物が確認された場合には、関係法令に基づき移出入の防止に努める。

4.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所に関する事項

4.2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

(1) 河川維持の種類及び施行の場所

河川内を点検し、危険箇所・老朽箇所等の早期発見及び補修に努める。

河川管理施設等については、長寿命化計画に基づく維持管理に加え、樋門等の施設操作の遠隔化・自動化など最新技術の導入を検討し、効率的な維持管理に努める。

出水により土砂が堆積し、洪水流下の阻害となる等、治水上支障をきたす場合は、環境面に配慮しつつ、河床掘削等の必要な対策を検討する。また、出水等による堤防、河岸の侵食や河床の低下は、護岸の構造物基礎が露出するなど、災害の要因となるため、これら変状の早期発見に努めるとともに、河川管理上の支障となる場合は適切な処理を行う。

河川の維持管理、災害復旧に伴う工事では自然環境に配慮した工法を採用する。

(2) 危機管理体制の整備及び浸水被害軽減対策

洪水、水質事故、地震等の緊急時においては、雨量・河川水位の警戒情報等をメールで自動送信するシステムの整備等、迅速かつ的確に地域住民に対して河川情報を提供し、地域との連携を図りつつ、水防活動や避難経路確保等のため、浸水被害の防止又は軽減に向けての対策を実施する。

なお、気候変動の影響により水災害が激甚化・頻発化する中、計画規模を上回る洪水や高潮等の発生又は整備途中における施設能力以上の洪水の発生に備え、関係機関や地域住民等と連携を図りつつハザードマップの活用支援や水害防止体制の構築などを促進し、被害の軽減に努める。さらに、関係機関と連携しながら流域治水を推進し、地域の様々な水害に対して被害軽減を図る。

4.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川は公共用物であることから、洪水の安全な流下、河川環境の保全等という本来の機能の維持に併せて、まちづくりと一体となった整備等、多様な要請に応えられるよう、相互の調整を図りつつ、適正に管理していく必要がある。

また、河川敷への不法投棄は河川利用に著しく支障を与える行為であることから、厳正に対処していく必要がある。

流水の正常な機能の維持については、動植物の保護、景観や既得水利の取水のために、河川には常時一定流量以上の流水を確保することが望ましい。水環境の維持・向上を図るために必要な水量（正常流量）について、今後、地域住民や関係機関と連携し、設定できるよう努める。

4.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

（１）動植物の生息・生育・繁殖環境の保全

頓田川水系に生息する動植物の良好な生息・生育・繁殖環境を維持するために、現況の瀬や淵の保全及び魚類等の移動の連続性を確保できるよう努めるとともに、環境が劣化している場合もしくは劣化した場合は生態系修復の取り組みを行い、河川全体として環境状態が良好になるよう努める。

（２）水質の保全

水質の保全にあたっては、頓田川水系は「生活環境の保全に関する環境基準」に係る類型指定はなされていない状況にあるが、定期的な水質観測を実施し、その動向を監視していくとともに下水道事業等の各種事業を推進し、関係機関や地域住民と連携の上、水質の維持・向上に努める。

（３）河川空間の利用

河川空間の利用に関しては、頓田川水系における利用状況及び今治市の都市計画・環境基本計画等を踏まえて、人と川のふれあいの場となるよう親水空間の保全に努める。また、地域住民と協力し、河川美化運動の促進に努める。

4.3 河川の整備を総合的に行うために必要なその他の事項

4.3.1 水防に関する事項

洪水や津波・高潮等に関する情報の連絡体制として、『逃げ遅れゼロ』を目標に大規模氾濫に関する減災対策協議会を立ち上げており、今治市等の関係機関と連携し、ハザードマップ・タイムラインの作成やホットラインの構築、プッシュ型メール配信等の情報伝達体制の整備を促進する。

また、防災訓練による水防体制の強化や、普段から地域住民等に対して水防に関する啓発活動を行う等、ソフト的な洪水対策を実施する。

4.3.2 流域における河川管理の取組への支援に関する事項

河川整備に関しては、地域住民の意見を尊重しつつ、関係機関との連携を図りながら実施する。今治市及び地域住民に対しては、洪水被害を軽減する施策に必要な資料の提供や水防活動の支援を行う。

地域住民に対しては、河川愛護の啓発に努め、河川の維持等に関して積極的な参画を求めている。

4.3.3 災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能維持に関する事項

河川管理施設の定期点検による危険箇所・老朽箇所の早期発見及び補修、流下能力確保のための河床堆積物の排除等の必要な対策を講じる。

4.3.4 環境への配慮事項の具体的な対策に関する事項

河道改修にあたっては、動植物の生息や生育地に配慮した瀬や淵の保全、親水性に配慮した整備を行う。また、地域住民と協力して河川美化運動の促進に努める。